

平成27年 第3回定例会

1 議事日程第2号

9月8日(火曜日)午前10時開会

|        |        |                                 |
|--------|--------|---------------------------------|
| 日程番号1  |        | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程番号2  |        | 一般質問                            |
|        | 1      | 中村 貢議員 選挙権年齢の引き下げについて           |
|        | 2      | 大西 米明議員 障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて |
|        | 3      | 清水 秀雄議員 人口減少にどう対応するか            |
| 日程番号3  | 議案第6号  | 土幌町こども発達相談センター設置条例案             |
| 日程番号4  | 議案第7号  | 土幌町消防団条例案                       |
| 日程番号6  | 議案第8号  | 土幌町消防団報賞金条例案                    |
| 日程番号6  | 議案第9号  | 土幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案    |
| 日程番号7  | 議案第10号 | 土幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案          |
| 日程番号8  | 議案第11号 | 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案          |
| 日程番号9  | 議案第12号 | 平成27年度一般会計補正予算                  |
| 日程番号10 | 議案第13号 | 平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算       |
| 日程番号11 | 議案第14号 | 平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算         |
| 日程番号12 | 議案第15号 | 平成27年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算         |
| 日程番号13 | 議案第16号 | 平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算       |
| 日程番号14 | 認定第1号  | 平成26年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定           |
| 日程番号15 | 認定第2号  | 平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定   |
| 日程番号16 | 認定第3号  | 平成26年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定     |
| 日程番号17 | 認定第4号  | 平成26年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定        |
| 日程番号18 | 認定第5号  | 平成26年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定      |
| 日程番号19 | 認定第6号  | 平成26年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定        |
| 日程番号20 | 認定第7号  | 平成26年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定       |
| 日程番号21 | 認定第8号  | 平成26年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定        |
| 日程番号22 | 認定第9号  | 平成26年度国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定      |

2 出席議員(11名)

|           |          |           |           |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 細井 文次  | 2番 和田 鶴三 | 3番 秋間 紘一  | 5番 河口 和吉  |
| 6番 清水 秀雄  | 8番 出村 寛  | 9番 森本 真隆  | 10番 大西 米明 |
| 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |           |

### 3 欠席議員（1名）

7番 飯島 勝

### 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 代表監査委員 佐藤 宣光

### 5 町長の委任を受けて出席した者

|        |        |              |        |
|--------|--------|--------------|--------|
| 副町長    | 柴田 敏之  | 保健医療福祉センター長  | 山中 雅弘  |
| 総務企画課長 | 寺田 和也  | 会計管理者        | 土屋 仁志  |
| 町民課長   | 波多野 義弘 | 保健福祉課長       | 大森 三宜子 |
| 産業振興課長 | 高木 康弘  | 産業活性化担当課長    | 亀野 倫生  |
| 建設課長   | 増田 優治  | 道路維持担当課長     | 佐藤 英明  |
| 病院事務長  | 山下 慎也  | 特別養護老人ホーム施設長 | 金森 秀文  |
| 子ども課長  | 高橋 典代  | 消防署長         | 淡中 濟   |

### 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

|       |       |          |       |
|-------|-------|----------|-------|
| 教育長   | 堀江 博文 | 参事       | 玉堀 泰正 |
| 教育課長  | 辻 亨   | 給食センター所長 | 鈴木 典人 |
| 高校事務長 | 藤村 延  |          |       |

### 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

### 9 議事録

(午前10時00分)

|   |      |  |
|---|------|--|
|   | 加納議長 | ただいまの出席議員は11名であります。<br>なお、7番、飯島議員より欠席届が出ていますので、報告します。<br>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。<br>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 |
| 1 |      | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。<br>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大西米明議員及び11番、加藤宏一議員を指名いたします。                         |
| 2 |      | 日程第2、一般質問を行います。<br>それでは、発言を許します。<br>質問順位1番、中村貢議員、選挙権年齢の引き下げについて町長に質問を行います。                                   |

|              |   |
|--------------|---|
| 中村議員         | <p>選挙権年齢の引き下げについて町長に質問したいと思います。</p> <p>選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、1年間の周知期間の後に行われる国政選挙、来年の夏の参議院選挙から適用されます。この引き下げにおいて、全国で約240万人が新たに有権者となり、衆参選挙、地方自治体の首長、議会議員選挙、農業委員会委員選挙等が対象になります。あわせて選挙運動も認められます。</p> <p>改正の意義は、民主主義をさらに深めるため、投票できる人たちをふやしていく、さらには若者の声を政治に反映できる仕組みをつくると説明されています。</p> <p>国は、1年間の周知期間で18、19歳の新有権者に対して政治の理解と公職選挙法の理解を得るためにさまざまな対策を考えるとされますが、町長の考えを伺います。</p>   |
| 加納議長<br>小林町長 | <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。</p> <p>平成27年6月19日に公布された改正公職選挙法により、今まで20歳以上であった選挙権が引き下げられ、平成28年6月19日以降、初めて行われる衆議院議員選挙または参議院議員選挙から適用されることとされていることから、来年夏に予定されている参議院議員通常選挙より18歳以上の方が有権者となり投票ができるようになるものであります。</p> <p>選挙年齢の引き下げは、1945年に25歳以上を20歳以上にする改正以来実に70年ぶりで、大きな注目を集めているところであります。</p> <p>近年若年層の政治離れは大変大きな社会問題であり、町といたしましても政治への関心を高めてもらい、若年層が選挙においてみずから選ぶ候補者に対し投票していただくことは大変重要であると考えているところであります。</p> <p>そのためには、早い段階で政治に対する理解、関心を持つことが、その選挙に対する関心を高めることにつながると考えられることから、議会、教育委員会、選挙管理委員会などと連携して、主権者としての権利、義務を果たすべく教育を推進してまいりたいと存じます。</p> <p>以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p> |
| 加納議長<br>中村議員 | <p>再質問があれば許します。12番、中村議員。</p> <p>再質問の前に、この一般質問は8月26日に通告し、質問の中に農業委員会委員選挙も対象になると記載しましたが、農業協同組合法の一部改正する等の法律案、いわゆる改正農協法が8月28日に参議院で可決されました。この改正農協法は9月4日に公布され、来年の4月1日から施行されることになりまして、農業委員会等に関する法律の一部も改正されまして、農業委員の選出方法は公職選挙法から市町村長</p>   |

の選任制に変更されたということになりますので、一般質問の通告書に記載しました農業委員会委員選挙はなくなることになると思います。

それでは、ただいま町長のほうから若年層の政治離れが社会問題となっており、早い段階で政治に対する教育を行う必要があると答弁をいただきましたが、私も全く同じ考えであります。今回の改正法によって新たに18歳から19歳の有権者がふえることとなりますが、若い世代の声が政治に反映するという見方がある一方で、選挙結果への影響はほとんどなく、投票率がさらに低下するだけだという声も聞かれます。

それでは、初めに今回の公職選挙法の改正によりまして、本町において、いわゆる現在17歳から19歳までが対象となりますけれども、参議院選挙に新たに有権者となる数はどれぐらいになるのか。または、過去の選挙結果を見まして、若年層の投票率を過去の投票結果からお聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 それでは、具体的な数字なので、選挙管理委員会の事務局長である総務企画課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長 総務企画課長。

寺田総務 総務企画課長、寺田より回答させていただきたいと思います。

企画課長 本年7月1日現在で17歳が59名、18歳が54名、19歳が52名で、合計しまして165名が次回参議院議員選挙において新たに有権者になる人数でございます。

士幌町での若年層の投票率については、数字としては押さえていない状況でございます。全国的な状況になりますが、過去3回の国政選挙におきます20代の投票率は、昨年12月の衆議院議員総選挙においては32.58%、平成25年の参議院議員通常選挙では33.37%、平成24年の衆議院議員選挙では37.89%と、それぞれ30%台で推移している状況でございます。

以上でございます。

加納議長 再質問あれば、中村議員。

中村議員 今選管事務局長よりも報告いただきました。確かに、私の調べたところ過去10年間ほとんどが、例えば一番多くて60代、今お答えをいただいたのですけれども、58.28%、それに対して30代が特に一番今回は最低でして32.58%と、非常に低い投票率になっております。

それで、今回の改正の周知について、どのように行っていくのか。また、若年層の投票率の向上に向けて選挙管理委員会として何か対策を考えているのか伺いたいと思います。

加納議長 総務企画課長。

寺田総務 総務企画課長、選挙管理委員会事務局長としてもお答えをさせてい

|              |   |
|--------------|---|
| 企画課長         | <p>ただきたいと思います。</p> <p>まず、法改正の周知方法でございますが、役場だより、広報紙、ホームページ等を中心に広報を行っていききたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、若年層に対する対策といたしましては、これまでも実施しておりますが、20歳になって初めて執行されます選挙の投票所入場券を送付する際、パンフレット等を同封いたしまして、啓発活動を行ってきたところでございます。今後も引き続き同様の啓発活動を実施していききたいというふうに考えておりますが、いずれにしましても選挙管理委員会といたしましては若年層への周知、啓発活動については選挙管理委員会だけで対応することなく、町、町議会、教育委員会などと連携をしてそれぞれ実施していききたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>  |
| 加納議長<br>中村議員 | <p>再質問があれば許します。中村議員。</p> <p>今選挙管理委員会の事務局長から回答をいただきましたけれども、実際若年層の投票率の低下について、町長はどのように思われているのか。</p> <p>また、7月の十勝毎日新聞では改正公職選挙法の成立を受け、池田町で高校3年生を招いての模擬議会を開催したという報道がありましたが、以前土幌町でも小学生、中学生を対象とした模擬議会を開催していると思いますけれども、児童生徒による模擬議会を体験してもらうことにより、政治の関心がさらに高まるのではないかと思います。今後土幌町でも町や議会や教育委員会と連携して小学校、中学校、高校の生徒による模擬議会を開催する考えはあるか伺います。</p>  |
| 加納議長<br>小林町長 | <p>町長。</p> <p>それでは、お答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、投票率の低さでありますけれども、やはり国もそうなのでありますけれども、地方自治体もそうなのでありますけれども、政治なり行政に関心を持ってもらうような啓蒙だとかPR活動をさらに充実することが必要だというふうに思うところであります。</p> <p>お話にありました模擬議会等の取り組みでありますけれども、これは必ずしも選挙の投票率を上げるということではなくて、主権者である町民に行政についての理解や関心を持ってもらうということで、町の広報広聴の一環として取り組んできたところでありますけれども、それぞれ模擬議会であるとか一日課長であるとか、公共施設の見学会等をこれまで開催してきたところでありますけれども、ただ今回選挙の年齢が引き下げられたということは、特に高校3年生が選挙権を持つということに対して私ども教育委員会もそこを配慮しなければならぬのではないかと認識しているところでありますけれども、いずれに</p> |

|               |  |
|---------------|--|
| 加納議長<br>中村議員  | <p>しても高校生もそうでありますけれども、小中学生も含めて政治、議会に関心を持ってもらうよう、議会ともそうでありますけれども、選挙管理委員会や教育委員会等とも今後連携をしながらそういう取り組みを推進していきたいというふうに思っています。</p>  |
|               | 再質問があれば許します。中村議員。  |
|               | <p>いわゆる現役高校生が有権者として、現実には来年の参議院選挙ではもう実際に投票しなければならないという差し迫った状況にあるわけであります。</p>  |
|               | <p>それで、先ほども選管事務局のほうからも話がありましたけれども、いわゆる昨年の12月の衆議院選挙ですか、それについては本当に過去最低の結果と。特に先ほども申し上げましたけれども、20歳以下の投票率が32.58%と。本当に社会にとっても重要な問題でないかと思っているわけであります。</p>   |
|               | <p>そこで、公職選挙法に伴い、高校生の主権者教育の実施が大変急務でないかと思っております。主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し、行動していく主権者を育てる教育のことではありますが、本町においてはどのように主権者教育を行っているのか伺いたいと思います。</p>  |
| 加納議長<br>小林町長  | 町長。  |
|               | <p>町としてまだ具体的にということではありませんし、また特に教育にかかわる内容でありますので、教育長のほうから回答させていただきます。</p>   |
| 加納議長<br>堀江教育長 | 教育長。   |
|               | それでは、回答させていただきます。  |
|               | <p>学校で行っている主権者教育について回答いたします。まず、全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では学校教育法等に基づき各学校で教育課程、カリキュラムを編成する際の基準を定めております。これを学習指導要領といたしますが、この学習指導要領では小学校、中学校、高等学校ごとにそれぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めております。高等学校の学習指導要領では、公民の教科、政治経済の科目において民主主義の本質に関する理解を深めさせ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てるという目標のもと、現代の政治の動向について関心を高め、基本的人権と議会制民主主義を尊重し、擁護することの意義を理解させるとともに、民主政治の本質について把握させ、政治についての基本的な見方や考え方を身につけさせ、日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現</p> |

代政治の特質について把握させ、政党政治の選挙などに着目して、望ましい政治のあり方及び主権者としての政治参加のあり方について考察させるという内容になっているところでございます。

また、先月上旬の新聞報道によりますと、文部科学省では選挙権年齢の18歳以上への引き下げを踏まえまして、高校の公民で新たな科目、公共を必修化することで中央教育審議会の特別部会で次期学習指導要領の改定骨格案を提示したと報じられております。

さらに、先月下旬の新聞報道には、高校生の主権者教育の一環として文部科学省が作成する副教材の概要の報道がございました。この副教材は、政治参加意識を向上させるため生徒に身近な政策課題への提言を作成させるなど参加型授業を重視し、年代が下がるほど投票率が低くなる傾向に触れ、有権者としての自覚を持つよう促しています。11月にも全国の高校生に配付するというので、解説編、実践編、参考編の3部構成で合計約100ページにわたって説明されているとの報道でありました。教育委員会としましては、この文部科学省作成の副教材を活用しつつ、町の選挙管理委員会にも協力を求めながら、主権者教育の指導を一層図っていくよう指導していきたいと考えております。

加納議長  
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今教育長から本当に詳しい話と、それから最近新聞紙上で文科省がこういうことでこういうふうに指導したいという記事が載っていました。そのことが既に今教育長のほうから説明をいただきましたので、再質問がダブってしまうので、内容を変えさせていただきたいと思えますけれども、いわゆる高等学校における学習指導要領だとか高校に伴う主権者教育等の答弁もいただきましたけれども、実際これには、教育長は見られたと思うのですけれども、その新聞にはドイツには連邦政治教育センターがあり、また欧米諸国では小学生の段階から主権者教育を導入しているようであります。具体的なプログラムとしては、模擬投票や地域のまちづくりへの参加などが挙げられますが、私はこれが今恐らく高校生だけの対象で説明いただいたと思えますけれども、実際は小中学生の段階まで主権者教育を取り上げていく必要があると思えますけれども、その辺について教育長はどのように考えるかお聞きしたいと思います。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長。

選挙権年齢の引き下げに伴い、18歳の高校生が有権者となるわけでございます。今後は、小学校、中学校、高校を通じて、より早い段階から子供たちが主体的に政治参加意識を高めていける教育が重要になるものと私も思っております。

現在中学校の学習指導要領の社会科の公民的分野では、地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の

仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義についても考えさせるとともに、多数決の原理とその運用のあり方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際にあっては、選挙の意義について考えさせるというような内容にもなっております。この社会科の公民的分野につきましては、中学第3学年で学習することになっております。教科書の内容を見ますと、架空の市長選を想定して選挙公約をつくったり模擬演説会を開いたり、模擬選挙を実施して選挙管理委員会が開票を行い、結果を発表する活動なども掲載されておりました。

また、小学校の学習指導要領の社会科では、我が国の政治の働きについて国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることや日本国憲法は国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることを調査したり資料を活用したりして国民主権と関連づけて、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きとしていること。現在我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考えに基づいていることを考えるようにする内容ともなっております。この小学校の社会科の内容は、第6学年で学習することになっております。教科書の一部を見ますと、市役所で取材するコーナーが掲載されており、市長や市議会議員の選挙で立候補できる年齢、選挙で投票できる年齢、市議会の議場の写真を掲載したり市長や市議会議員は選挙によって選ばれ、市の政治を任された市民の代表で、議員は市役所でつくられた計画書や予算案がそれでよいのかどうかを話し合い、必要に応じて修正を行って、最後に多数決で決定し、ほかにも市の法律に当たる条例の制定や改正も行いますなどと記載されております。また、国の政治の仕組みの題材の中で選挙権は国民に認められた権利で、国民が政治に参加し、願いを実現する上でとても大切なことと学んでいるようでございます。

このように小学校、中学校においても主権者教育は実施されているわけですが、教育委員会としましては将来の有権者の意識の醸成が叫ばれており、知識の伝受だけではなく、参加体験型学習が政治的判断能力の育成を視野に入れた取り組みが求められておりますことから、学習指導要領に基づいて社会科などの教科では知識理解を指導しつつ、参加体験型学習を取り入れた特別活動や総合的な学習の時間などを活用して実施するよう指導してまいりたいと考えております。

加納議長

再質問があれば許します。中村議員。



中村議員 大変詳しく答えていただきましたけれども、結局は小学校、中学校でも実際にこういう教育をしているということだと思います。

そこで、私が一番心配しているのは、今教育長言われたことが現実に学校内の先生方がそのとおりやっているかということなのです、一番心配しているのは。今回こういう質問させていただいたのも、やっぱりそういうことなのです。生徒は、学校での授業が一番多いわけです。少なくとも、特に先生方はどっちかという組織の活動があって、その組織内でいろいろ決めてしまうと。決めてしまったことに対して、生徒に例えば押しつけとかいろいろなことがあるだろうと、そういう心配を非常に持っております。

そこで、その主権者教育を行うに当たって、教員個人の考え方、いわゆる先ほど言いました特定のイデオロギー、先生方個人の考え方がある、それを子供たちに押しつける嫌いがあるのではないかと。そのような心配があって、絶対そういうことがあってはならないと。先ほど教育長言っていましたけれども、教師はいわゆる中立の立場であると。そういうことなので、いわゆる教育の政治的中立性においても教育長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

加納議長 教育長。

堀江 教育の政治的中立性についてお答えしたいと思います。

教育長  
まず、法律で説明したいと思います。教育基本法の第14条の第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定した上で、第14条の第2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定し、学校の教育活動が一党一派の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしております。法律上、学校はと規定されておりますが、学校の構成員である教員は、学校の教育計画に従って教育を行うものであります。その学校教育活動の中で教員個人が党派的な政治教育を行うことも当然禁止されているものであります。また、教育公務員特例法第18条第1項で、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限、さらに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条で特定の政党を支持させる等の教育の教唆及び扇動の禁止、また公職選挙法第137条では教育者の地位利用の選挙運動の禁止が規定されております。このように教育の政治的中立性につきましては各法律で定められていることであり、教員は厳正に服務規律の保持に努めております。今後も教員が関係法令を遵守するとともに、適切な教育が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

加納議長 再質問ありますか。中村議員。

中村議員 ぜひその辺について一番大事な、子供たちの将来にとっても大変大事なことなので、それについてはぜひしっかりとやっていただきたい

と思います。

教育にかかわる主権者教育として教育の政治的中立性について、教育長から条例を伴ってこういうことで縛られているというような適正な回答をいただきましたけれども、これはきょうの新聞なのですけれども、今道選挙管理委員会は要するに出前講座というのをやっていると。それで、4つの観点で行っているということできょうの新聞に出ていましたので、発表させていただきたいと思いますけれども、出前講座、これは道選挙管理委員会がやっているのですけれども、まず1つには選挙制度の概要や投票の意義を伝える講座と。それから、2番目には選挙啓発のDVDの上映と。それから、3番目にはテーマに基づく生徒たちのグループ討議やワークショップ。4番目には、模擬投票。この模擬投票については、いわゆる成人年齢は何歳がいいのか、このように具体的なテーマを与えて選択肢を設けたり、それから国政選挙で実際に使われた各党のマニフェストをグループで比較して投票するなどを想定すると。実際の投票箱や投票用紙を用いて臨場感を出すということで、いわゆる道の選挙管理委員会は行っていると。きょうこれは道新ですか、出ていました。

このように、これは別に道選管が今回新聞に出たというだけでなく、帯広市でも既に出前講座というのをやっています。この中心はやはり市と、例えば帯広市であれば市と市の選挙管理委員会と、その2つがマッチして行っているということでもあります。特に帯広市では、高校生を対象に投票の流れや選挙違反などの選挙制度について詳しく伝えています。これは、生徒の理解を深めるのはもちろんですが、一番肝心なのは公的機関についてどのような伝え方をしたらいいのか。いわゆる先生方が今非常に迷っていると。どのように生徒指導したらいいのか。先ほど教育長からの話もありましたけれども、現実に校長先生や教頭先生はどういうような、18歳、もしくは先ほど言いましたけれども、小中学生、それから高校生を対象にしてどのような指導をしたらいいのか、それがわからないという状態なので、いわゆるこの出前講座をやっているということでもあります。

それで、本町でも、先ほど町長とか教育委員会の答弁ありましたが、選挙管理委員会の出前講座を実施する考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

加納議長  
寺田  
選挙管理  
委員会  
事務局長

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長、寺田よりお答えをさせていただきます。

この公職選挙法の改正に伴いまして、町選挙管理委員会では土幌高等学校の全校生徒を対象といたしまして、選挙管理委員会事務局職員による出前講座を実施することで、現在高等学校のほうと日程調整を行うとともに、出前講座の内容などについて高校側と十分打ち合わせを行っているところでありまして、実施に向けた準備を進めていると

|              |  |
|--------------|--|
| 加納議長<br>中村議員 | <p>ころでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>再質問あれば。中村議員。</p> <p>差し迫って、一番大変なのは高校生ということなので、ぜひ高校においてはやっていただきたいと思いますし、もちろんこれが、やっぱりできれば小学校、中学校にもやっていただいたらという願いがあります。</p> <p>授業以外でも、恐らく小学校で児童会、それから中学校では生徒会ですか、それから高校では農業科が対象なので、農業クラブの執行部とかそういうのがあって、それぞれそれに似たような選挙活動、いわゆる立候補して、それに対して投票するというところでやっていると思いますけれども、これも選挙管理委員会でできれば本物の投票箱を持って行って、そして小学校、中学校、高校のそれぞれの会長だとか選ぶときにはそれをぜひ利用してもらって、積極的に指導者教育を推進していただきたいと。</p> <p>あわせて、保護者を含めた大人社会が18歳の高校生の政治参加に向けた出発を本当に私たちも温かく応援していかなければならないと思っていますし、もちろん町議会でも協力はしなければいけないと思いますし、町や選挙管理委員会、そして教育委員会、それから学校現場での連携によって準備をしっかりと進めていただいて、将来は士幌町の協働のまちづくりを担うような人たちが生まれるように、しっかりと横のつながり、本当に町一体となった応援体制をつくっていただきたいと思います。</p> |
| 加納議長         | <p>回答要らないので、これで質問を終わりたいと思います。</p> <p>以上で中村貢議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位2番、大西米明議員、障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて町長に質問を行います。</p>  |
| 大西議員         | <p>それでは、町長に障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについてお聞きいたします。</p> <p>全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、この法律の施行は平成28年4月1日からと約半年後に迫っておりますが、本町における施行に向けた取り組みについてお伺いいたします。</p>   |
| 加納議長<br>小林町長 | <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。</p> <p>ただいま大西議員からお話があったように、この法律は全ての国民</p>   |

が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を資することを目的に、障害者基本法第4条の差別の禁止に関する規定を具現化するものと位置づけられているところであります。

差別を解消するための措置として、行政機関及び事業者に対して障害を理由とする差別的取り扱いの禁止と障害の状態に応じて社会的障壁を除去するための合理的な配慮を行うことを求めています。行政機関については、いずれも法的義務を負うとされています。

なお、法律が禁止する差別ですが、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否することや制限する、障害のある人だけに条件を付するような行為であるとされています。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で必要な合理的配慮を行うことが求められています。

町としては、去る9月1日の課長会議において役場庁内全体での情報共有を行ったところであり、今後において関係職員による検討チームを立ち上げ、対応要領の作成、公共施設の点検、事業者や町民への普及啓発などを検討しながら、障害を理由として差別されることがない地域社会を形成すべく、取り組みを推進してまいりたいと存じます。

また、普及啓発活動を通じて、一人一人が自発的に取り組むことを促すこととされていることから、職員に研修等を行うことや事業者や町民に対して同法の趣旨を周知してまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今町長のほうから、いずれにしてもあと半年後の施行でありますから、まだまだ準備は整っていないのかな。それでも半年前になるということで、9月1日から準備に入ってくれたということで、この法律の重みを十分町長、職員は理解しているのだと思いますけれども、いずれにしても今回の質問では考え方を聞いていくより方法ないのかなと思っています。

それで、町長はこの障害者差別解消法の法律の重要性、どういうものだという認識を持っているのか、それをお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

最近、いろいろ公共施設をやるにしても、バリアフリーだとか、あるいはユニバーサルデザインというようなことで、それぞれの自治体に取り組んでいるのでありますけれども、必ずしも今障害者の皆さんがそういうものに差別をされない形で全てなっているかというとなかなか課題があるので、この法律を機会に、いま一度やっぱり見直す必要があるのではないかなというふうに認識しているところであります。

加納議長  
大西議員

大西議員。

多分この法律が、差別解消法が障害者の基本条例の中の最終になっ

ていくのかなと思っています。これは、平成16年に日本では障害者基本法が制定され、平成18年に国連で障害者権利条約が採択され、日本も本来であればそこで批准するべきでありましたが、138カ国がそこで批准しましたが、日本は次の平成19年に署名はしたけれども、批准はできなかった。ということは、この障害者解消法がきちっと制定されていないという理由で国連の障害者権利条約に批准できなかったということで、25年の12月に参議院で全会一致で可決されましたので、平成26年の1月に国連の批准をしたところでもありますけれども、ただせっかくこういう大事なものが批准されていても、マスコミ等が一切報じていなかったと。これはなぜかという、どうもマスコミは国会の中の野党、与党のぶつかり合い、そういうやつは一生懸命書くけれども、全体で全員が賛成して採択された案件については余り載らないのかな。これは、私は非常に大事な法律だと思っています。ですから、町長のそういう障害者に対する意識、これは本当に大事にさせていただきたいと思いますし、今世の中には障害がある人、ない人、男性、女性、子供、大人、外人、いろいろな人が生活して、ともに学んで、仕事をして、みんなの権利を執行しています。そのためには、この法律がどうしても有効に施行されないと、障害者はこれから共生のまちづくり、社会づくりが成り立っていかないのだと思うのです。ですから、町の中でもやはりそういうことを重点的に考えていただきたいと思います。

それから、これは障害者自立支援法の中で障害区分の6から1、それで3以下のやつは社会保障費が増大するという、3、4年前に障害者の施設から3から1までの間の人退去するというような話が出てきましたけれども、障害者施設からその人たちが退去すると、大体7割から8割の方が退去して、そういう施設が運営できないということで、今現在入っている人は退所しなくてもいいと。そのかわり、これからの障害者1から3の人については施設に入れないから、社会で支えてほしいということで障害者自立支援法が設置されましたけれども、1から3の人をどう支えていくかというのは共生の社会づくりをしていかないとできないのだと思うのです。障害を持っているから差別したり、そういうことではまずないと思っているのです。それで、障害者自立支援法の中で就労を一番重点的に見ているのですが、やはり今見ていると、土幌町が障害者施設をつくりました。そこで、障害者は作業所に来ていただいて、そこで作業させていくという方式を昨年から取りました。だけれども、本来であればそういう作業所に集めていくのではなくて、そういう障害を持った人も社会の中で仕事をしながら自立していく方式をとらないと、いつまでたってもそこにバリアがあると思うのです。障壁があるのだと思うのです。ですから、そういう人だけを集めてやるのではなくて、全体の地域で働ける

場所を行政は考えていかないとならないし、民間企業も考えていかないとならないと思うのですが、町長はその辺について、つくったばかりですけども、どうその辺について考えるのかお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

障害者対策、これまでもグループホームだとか、さらには今高齢者住宅を進めているのですが、そこも障害者を対象にするということで障害者の支援の視点を持って進めているのでありますけれども、もう一つ今お話がありましたように、今地活と日中一時支援と就労Bを中心とする障害者の総合施設なのでありますけれども、14、5人の方に利用いただいて、就労も順調に推移をしているのでありますけれども、1つは就労の形態としては、例えば掃除だとか、公共施設だとかいろんな施設のかかわるものについては現場行ってやっていただくということと、もう一つはあそこの中に補助施設としては作業所を使ってやっていただくという2タイプを中心としてやっているわけでありまして、全体的な一般社会の中でやれるかどうかということについては、実施している団体として、そこは少し課題点を整理をしながら今後改善するものは改善していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

今町長の言われるとおり、早急に社会で全員が就職したりなんかしながらということは非常に難しいのだと思っています。それで、まず今新たに着手された障害者の雇用につきましては、民間企業50人以上いる企業については2%、それから町は2.3%、教育委員会は2.2%の雇用ということであります。それで、1年前に私が質問したときには、土幌町は法律に合致して、それ以上の障害者を雇用していますよということでありましたから、それはそれとしていいことでありますけれども、さらに今後障害を持った人がそれとは別枠に一般に試験を受けてきた場合、採用試験で出てきたときには、今言う障害を持っているからあなたはだめですよということはできないだろうと思います。男性、女性も男女雇用均等法でそれもできなくなっているのですけれども、今度一般の試験でそういう障害者が試験を受けてきた場合には、どのように取り扱うのかということをお聞きします。

(何事か言う者あり)

大西議員

4%ぐらい土幌はいるのだと思うのです。この間の質問ではそんな答えだったと思うのですけれども、その枠でとるのはそれはそれとしてやっていただきたいと思ひますし、そのほかに一般で障害を持っている人が受験をしたときに、まさか障害の有無について、あなたはだめですよということはこの法律に反するからできないのだろうけれども、この場合はどういう扱いをしていくのか。枠でやっていくのか。土幌町は2.3%だけれども、うちの町としては5%ぐらいとっていき

加納議長  
小林町長

たいとか、ぜひ法定で決まった2.3%以上の雇用を考えてみたらどうなのかなと思って質問しているのです。

町長。

雇用としては、今うちでいくと2.4%はとらなければならないということで、それぞれ町長部局と教育委員会に分かれるのですね。そういう形でとっているのですけれども、ただこの中で難しいのは、人事異動なんかもありますから、できれば行政体ひとつとしてもらえないかということで国に申し上げているのでありますけれども、少なくとも私どもとしては国の法律基準を守るということでしていきたいと思います。

もう一つ2点目は、一般職で募集した場合、例えば障害者が来た場合は、それは断れないといいますか、それを理由に採用しないということはあり得ないのだと考えているのでありますし、さらに障害者支援の立場からいくと、もう少し高まるように努力をしていかなければならないということでもありますし、今福祉課に1名、足が悪くて車椅子で働いている人がいるのでありますけれども、そういう中で行政では結構障害を持っていても働ける仕事があるので、できればそういうものを見つけ出しながら障害者が働いていただけるような体制を職場の中でも検討してまいりたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

それから、やっぱり行政だけでなく国からも出ているのですが、業者だとか事業者、いろんな部門で町長は啓蒙をしていきたいということでもありますけれども、この法律の中に障害者差別解消支援地域協議会というのが設置できますよという話を書いてあります。そんなのは、町としてはどのように考えているのか。設置義務はありませんけれども、設置することができるということでもありますから、その辺についてお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

例えばうちは農業関連でもそうなのですから、実際に雇用していただくというのはなかなか難しいというふうにも聞いているので、そのために1人雇わなければならないというようなこともあったりして難しいということなのですから、ただ町内の事業者、農協も含めて、あそこの地活センターで就労Bでやっていただくのは普通よりはちょっと高い価格で提供していただきながら協力をいただいたところでもありますけれども、さらにいろいろな形で地域全体で障害者を支えていくということを啓蒙しながら、協議会については具体的にどうするかということについては、今後少し検討させていただきたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

今50人以上のところは2%の雇用ということになっていますけれど

も、事業主がしなければある程度の賦課金を国に払う。その集めた金を使ってくれた企業にやるということなのですから、その金額は微々たるものでありますから、もう少しこういう法律を使ってやると、町長言われるように障害者を会社で使うかということ、なかなか難しいのだと思うのです。一番問題なのは、知的、それから精神、体、障害を3つ持っていて、身体の場合だとか精神の場合はそこそこ採用はできるのですけれども、知的の場合にどうするのだという問題が一番あるのだと思うのです。だけれども、それが一番問題なのだと思うのです。一番難しい問題なのだと思うのですけれども、それをどうみんなですべて支えて共生の社会をつくっていくのかということがこの法律の一番難しいところなのだろうなと。言葉の上では何とでもなるのですけれども、非常に難しいし、この地域協議会もつくることによって、やっぱり啓蒙運動がみんなのところに伝わっていくと思うのです。ですから、文書で各企業だとかいろいろな団体に出しても、なかなかそれは伝わっていかないだろうけれども、協議会に出席してもらっていろいろな話をしたり、そういう共通の情報を持ったりなんかすることが大事だと思うのです。ですから、これはぜひ設置はしていただきたいし、設置する場合にどこが事務局になっていくのか。やっぱり事務局が一番この中で大事な仕事をやらなければならないと思うので、町が先頭になって事務局をやらなければならない。総務課がやるのか、向こうの保健センターのほうでやるのかということは、これから考えればいいことでもありますけれども、町長の考えの中ではどんなことを考えられますか。

加納議長  
小林町長

町長。

実は、あそこは障害者施設を運営していただいて、NPO法人の中には理事も含めて、さらには多くのボランティアの方も参画いただきながら生活もそうでありますけれども、就労等の支援もいろいろしていただいているところでもありますけれども、そこも充実をさせていいただきながら、協議会についてはその中で検討していきたいなというふうに思っているところでもありますし、そういう方の意見もいただきながら検討していきたいということでもありますけれども、どこでつくるかということについては、それぞれ議論しなければならないのでありますけれども、全体的な調整からいけばやっぱり福祉のほうに持っていただくのがいいのではないかと私は思うのですけれども、そこは庁内全体と少し検討してみたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

ぜひ町がそれを責任を持って事務局をやって、情報の交換、それから障害者からの相談などを受けていただきたいなと思っています。

それから、国連の批准したことによって、東京オリンピック、パラリンピックの、これは批准できていないとなかなか成功は危ぶまれた



ところですが、ようやくできて、多分東京パラリンピックは成功するのだと思いますけれども、町もこのオリンピック、パラリンピックをして、合宿地の誘致に手挙げていますけれども、その辺についての質問は後々にやろうと思っていますけれども、土幌町がそういう障害者差別解消法や何かを先進的にやっているよという町になったり、それから地域がバリアフリーになっているとか、そういうことが誘致するときのいい条件になるのだと思うのです。ですから、ぜひ早い時期に立ち上げて、いろいろほかの町村に負けないようなスピード感を持ってやっていただきたいと思っています。

休憩として、今度教育委員会のほうに。

加納議長

それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思います。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば許します。10番、大西議員。

大西議員

教育の部門は町長に質問して、町長が振るのが正解なのか。直接教育委員会にしますか。わかりました。

それでは、議長でなく町長の許可を得ましたので、教育委員会部局のほうに質問させていただきます。

前日も発達支援について私質問させてもらいましたけれども、時間の関係でそこまで到達しないで終わってしまったということもありますし、障害者の今回の法律については、身体、精神、知的に合わせて発達障害も今度は含まれているということで、発達障害というのはやっぱり教育委員会も考えなければならないということで、昨年から特別支援学級と通常学級を、多分この法律が決まってからだったのだと思いますけれども、親もしくは子供さんの意向によって変わるということで選択できるということでもあります。

それで、数年前まではよくテレビやマスコミ等で話題になったのは、車椅子の子供は学校へ行きたい。親もやらせたい。だけれども、学校がだめだ、教育委員会もだめだよとかということがよくマスコミで騒ぎになっていましたけれども、私らも何で入れてやらないのかなと思ったら、こういう法律があったから、別にそこは特別支援学級のほうで教育したほうがということだったと思うのです。それが今なくなったということで、土幌町にも今は多分いないと思いますけれども、今後そういうことがあり得ると思うのです。車椅子だけでなく、いろんな看護師だとかそういう人がつかなければ学校に通えない人が出てきたときに、やはり4月に入ってくるから泡食ってどうするではなくて、早い時期からその対策を考えなければならないのだと思うので

す。10年ぐらい前に清水町では約6,000万円かけて車椅子のためにエレベーターをつくったという事例も聞いていますけれども、急に何千万円というと建設課や何かもなかなか金がないからというような話になるのだと思いますけれども、やはりそういう人が、仮に今高校、中学校1校ずつ、それから小学校8校あるけれども、1校が統合しますから仮に7校としたときに、仮に中土幌小学校にそういう子供がいましたよというときに、中土幌もそう対応していくのか。7つの学校、それから中学校、高校1校ずつに対応していくのか。その辺についてどういう考えが、多分教育委員会の中では話し合っていないと思うけれども、教育長という立場の中でそこそこの考えは持っているのだと思うのです。それで、どんな考えでいるのかお聞きします。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長。

ただいま大西議員から仮にのお話ありがとうございました。この法律並びに条約を考えますと、インクルーシブ教育システムが重要であるということで、合理的配慮を行わなければならないという考えがございませぬ。合理的配慮を行うためには過度な負担とか、そういうことも検討しながら決めなければならないことではあります。教育委員会としてはできるだけ、先ほど大西議員おっしゃったとおり、現在就学事務については就学指導委員会から教育支援委員会という名称にも変わってございます。できるだけ親御さんの希望を聞きながら、早目の段階で保護者と打ち合わせを行いながら、例えばエレベーターが必要であるとか、障害の種類によっていろんなものが必要になると思うのです。そういうことを準備していかなければならないとは考えております。予算も絡むことなので、この学校にはエレベーターが必要でと、この学校には要らないということは申し上げられませんが、例えば平家の小学校もあるわけでございます。全国的に見ますと、学校を指定して、例えば肢体不自由の方を受け入れしている、そのような市町村もあります。今後教育委員会としても事前な調査を進めながら、児童生徒の支援の調査を進めながら検討してまいりたいと考えております。

加納議長  
大西議員

大西議員。

今教育長のほうから過度な負担をさせられないということで、発達支援の子供たちってすごくストレスを感じながら生活しているのです。ですから、余り過度な加護もまた負担になってくるのかなと思う。非常にデリケートな問題だと思っております。一番、これ障害を持っている方々には申しわけないけれども、今の町の財政の中では小学校は1校にエレベーターをつくるとか、今言う平家の学校なら車椅子そのまま入れるからバリアフリーにするとか、そういうことをしていけば何とかクリアできて、全部の学校に2階建てのところエレベーターつけるなんていうのはなかなか財政的に不可能だと思います。ですから、来たときの対策を早いうちにどうするべきかということは教育委員会

の中で話し合っていたらいいなと思っています。

今教育長からインクルーシブ教育の話が出ましたけれども、私も4年ぐらい前でしたか5年前でしたか、インクルーシブ教育について質問をさせてもらったことがあります。やはり私らも本来はみんなが同じ中で教育を受けていくことによって、障害のある子とない子供たち関係なく、みんなが一つの教室にいることによって、教育の中でそういう子供たちを支えていく気持ちがなくなっていくのだと思うのです。だから、インクルーシブ教育というのは結果的にはそういうことが身につくことで、いいのかなとは思いつつも、障害を持った保護者と話したときに、私たちはやっぱり特別支援学級のほうがいいのだと。というのは、多分いろんな負担を感じているのだと思うのです。やっぱり前回も話しましたがけれども、普通の子供たちの親にしてみれば、障害者で来ている人がいるから授業が遅れるとかなんとかという、実際にそういう問題が起きて先生方が苦慮している。それで、先生がノイローゼになって休職している人も聞いていますけれども、そういう人たちの親の教育も理解もきちっと教育委員会に求めてほしいという話はしたと思います。

それで、インクルーシブ教育はいいのですけれども、やはり発達障害の子供たち、今7種類ありますけれども、ある一部の学者に言わせれば10人に1人ぐらいいるよ。いやいや、そんなにはいない、100人に1人ぐらいとかというような話がありますけれども、どこまでがどうなのかわかりませんが、まさにこのごろ多くなっているのは事実であります。それで、ふえればふえるほど個々のニーズは変わっていくと思うのです。ですから、今通常学級にインクルーシブで全部入れて教育するのか、それとも特別支援学級に在籍させるのかということは非常に難しい問題になってくるのだと思うのですけれども、それは重複させて、今もそういう形をとっていると思うのですけれども、重複籍を置ける方法を道教委やら文科省に陳情していく必要があるのだと思うのです。というのは、特別支援学級に在籍していても、通常学級の中で勉強を一緒にできるものはできる。そこでどうしてもついていけない場合には特別支援学級でやる。そうすると、特別支援学級に在籍していると支援員がつきますから、今度通常学級だけに籍を置いておくと支援員がいまないので、いざというときに困ってくるのだと思うのです。ですから、重複の籍を置ける制度を国やら道やらに陳情して、きちっとそういう制度をつくってはどうかと思うのですが、教育長は現場でありませんから、教育委員会の参事は現場上がりですから、その辺のことはいろいろと事情は詳しいだろうし、今まで校長やりながら苦労はしてきたと思うので、参事はどんな考え持っているかお聞きします。

加納議長

教育委員会参事。

玉堀教育  
委員会  
参事

発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

今議員さんのほうから指摘のあった、いわゆる通常学級に在籍している子供、それから特別支援学級に在籍している子供については、現状学校の中では、いわゆる交流学习という形で通常学級の中でそれぞれの子供の課題に応じて一緒に授業を行っているというのが現状でございます。高学年の6年生であれば週29時間の中でおおむね約半数というふうに言われておりまして、ただこのことについても各市町村の状況が違っておりまして、子供たちの個々の状況が違うものですから、いわゆる個別指導と申しまして、特別支援学級に在籍している子供が1対1の中でその特別支援学級の担当者から指導を受ける学習内容もございますし、今お話をさせていただきまされたように、交流学习という指導形態のもとに通常学級の中で、いわゆる特別支援学級の在籍を受けている子供がそこで一緒に学習をしている内容がございます。

ただ、大事なことは、言われていることは、交流学习の中においても、または今議員さんの中からありました、いわゆるみんなと一緒に学習するということは極めて、いわゆるインクルーシブ等を含めて大事な理念ではあると思いますけれども、あくまでもやはり障害があってもなくてもその子供がその授業の中で実際に学習を受けている中で学習がわかるという実感をいかに持てるかということが特に重要だということを今、特に特別支援学級の子供が在籍をしていて、そして交流学习、いわゆる普通学級の中で学習をする際にとっても重要だというふうに言われています。

ただ、制度面と、それから実際の場面では、これまた大西議員さんが指摘のとおり、支援員が配置されているのは現状は、いわゆる交付税の中で措置をされていますけれども、特別支援学級に在籍している子供、プラスアルファ普通学級で特別に配慮をしようとする児童において各町村において支援員が配置されているということで、極めて大事な環境をどう整えるかということからすれば、今議員さんが指摘のことは極めて大事だと思いますけれども、制度上のことについては重複在籍をどうするかということについては私どもの今考え方としては、参事という立場でいけば、現場にいた者からすれば支援員が配置されて子供たちの環境がよりよくなることについては極めて好ましいというふうに思っておりますけれども、一教育委員会の職員としてはやはり教育委員会としての考え方ということになると思いますので、そのあたりについては明言はなかなかできないというのが正直なところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願います。

加納議長  
大西議員

再質問があれば。大西議員。

一番聞きたい話が一職員で逃げられてしまって、これ法律ができて

しまったから、重複になりますけれども、言ってみれば親が、保護者が通常学級に入りたいのだと言ったときに、それを否定することもこの法律があるからなかなかできない。だけれども、重複することによって、やはり支援員が来てくれるから本来はそこで普通学級に籍を置かないで特別支援学級に籍を置きながら通常学級の中でもとに学んでいくというようなことにしておけば、また支援員が来てくれるということであれば一番ベターなのだろうなと思うのですけれども、その辺は保護者とあわせて教育委員会とよく話し合っ、て、こういう方式がどうなのだと。インクルーシブの考え方もあるけれども、こういう形はどうなのだという話もやはり話し合っ、て決めていただきたいな。さっきも言いましたように、個々にみんなニーズも違うし、性格もいろんなことで違うわけですから、やっぱりそういうことも考えていただきたいなと思います。

最後ですが、私は議会の産業厚生委員会でバリアフリー、高齢者、それから障害者の住みやすいまちづくりということで、疑似体験をしながらバリアフリーを見てきました。それで、所感も出ていますので、ぜひ町側もあれを真摯に受けとめて、我々議会が一生懸命所感出しても、なかなかやっていただけないというのが現状でありますけれども、そういうバリアフリーとあわせて、行政としては心の中のバリアを、障壁をなくすような、そういう活動もしていただきたいと思います。最後にそれだけお願い。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

先ほど議長の許可をとらないで教育長に振ったわけですが、これからは必ず議長の許可をとってから振る採決をしていただきたいと思、いますので、よろしくお願、いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午後 11 時 27 分 再開

加納議長

それでは、休憩を解き一般質問に移りたいと思、います。

**質問順位 3 番、清水秀雄議員、人口減少にどう対応するか町長に質問を行います。**

清水議員

私は、町長に人口減少にどう対応するかについてお伺、いをいたしま、す。

人口減少は、今大きな社会問題になっています。何の対策もなく放置していたら、地方が消滅すると言、われております。少子化がその大きな要因だと言、われておりますが、人口減少をどう食い止めるのかについて全く減らないことは想定できないが、減少を穏やかにして将来は安定するようにすることと主張する識者もおられます。本町も

加納議長  
小林町長

その例外ではないと思われませんが、町長は人口減少にどのように対応していかれるか所見を伺います。

町長、答弁をお願いいたします。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

昨年11月、国においてはまち・ひと・しごと創生法が施行され、重要かつ危機的な課題としている人口減少問題に本格的に取り組むことが示されるとともに、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標とした長期ビジョンと、それぞれの地方で住みよい環境をつくるための施策や内容を示した総合戦略が策定されました。これを受け、本町においても今年度将来人口等の目標を掲げる地方人口ビジョンと5カ年間の施策の基本的方向を示す総合戦略の策定に向け作業を進めているところであります。

本町のこれまでの人口動態では、昭和50年から平成7年にかけての20年間は、約7,000人で安定的に推移しましたが、平成22年の国勢調査では6,416人と5年前に比べて5%減少するなど、減少のスピードが加速する状態にあります。また、人口の構成比で見ると年少者の減少と高齢者の増加による少子高齢化の傾向が顕著にあらわれております。

人口の減少は、地域活力の喪失、税収の減少による公共サービスの低下と住民負担の増加、消費需要の低下や労働力不足による地域産業の低迷など地域社会に与える影響が危惧されることから、人口減少対策としてサービスの充実や経済的支援による子育て支援対策、施設、在宅にわたる福祉サービスの充実、分譲団地の造成に加え民間賃貸住宅の建設支援や空き家、空き地の有効活用などの住宅政策、さらに移住者体験住宅の建設や定住促進住宅の整備など、多様な住宅ニーズに応えるべく取り組みを行っているところであります。

近年死亡数が出生数を上回る自然減少が顕著となっていることから、出生数増加に向け安心して産み育てることができる仕組みづくり、女性が育児、子育てを両立できる職場環境の普及とあわせ、未婚、晩婚に対応すべく婚活事業の展開など、今後も人口減少対策は町の重要課題と認識しているところであり、将来を見据えた総合的な政策を推進してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。

町長の答弁の中でも言われているように、総合戦略の策定に向けてそれぞれ作業を進めているということをおっしゃっていただきましたけれども、昨日の全員協議会の中では総合戦略についての考え方もお伺いをいたしました。そういう中で、それぞれ非常に中身掘り下げて検討し

ているということで、それについては私も同感であります。ただ、人口減少というのは、問題はその地域の中の人口減少をどう食いとめるかということだけでは終わらない根本的な問題があると思います。地域の中での人口減少を食いとめるということだけであれば、町長がおっしゃっているように在宅にかわる福祉サービスの充実だとか分譲団地の造成、あるいは賃貸住宅の建設支援や空き家、空き地対策等によって本町に呼び込むという対策はできます。しかし、根本的な対策というのは何が求められているのかというのは、やはり町長もおっしゃっているように出生数の増加に向けた対策ということが必要なのだと思います。現在26年度の数値なのですが、これは特殊出生率というふうに言われています。1人の女性が一生涯の中で産む子供の数、それを比率であらわしたものを特殊出生率と言っていますが、これは26年度で1.42という数字が出されています。土幌町の特殊出生率でいいますと1.61というふうな数字が昨日の全員協議会の中でも示されています。これは、人口を安定的に維持していくためには、これが2.03にしなければ安定しないというふうに言われているわけです。

そこで、お伺いしたいのです。町長は、この特殊出生率、まずはこれを上げることが私はここが基本だと思っているのですが、町長は出生数増加に向けて安心して産み育てることができる仕組みづくりを考える必要があるだろうというふうにおっしゃっています。それでは、町長はその仕組みづくりというのはどのようなことを考えられていますか、お伺いします。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 これまで子育て支援対策として進めてきたということがあるのでありますけれども、それぞれ家庭の中で医療あるいは保育も含めて地域の中でどう支えていくかという体制をとるかということと、それからもう一つは女性がその地域の中で働きながら育児をできるという、地域全体のそういう形成ができるかどうかということが課題でないかというふうに思っているところでございます。

加納議長 再質問、清水議員。

清水議員 私は、特殊出生率を上げる、そのために何が必要なのかと。今なぜこんなに特殊出生率が下がってしまったのかということに目を向けていかなければならないと思うのです。それで、社会的に大きな問題になっているのが若者の働き方の問題です。20代から30代にかけての若者世代、非常に重要な世代であります。女性の場合は、15歳から24歳までというふうに言われていますけれども、男性の場合の大きな比率を占めているのは、30歳代の男性の雇用が安定しているかどうか。正規か非正規かということが大きな要因になっていると思います。今大きな問題になっているのは、ワーキングプアと言われる働く貧困層です。年収200万円以下で働かされる若者の比率が非常に多い。全国

的には4割の……この世代ですよ、4割は非正規雇用で働かされているというふうに言われています。この世代の所得がどういう状況であるかによって、結婚できるか否かということが決められてしまうと思うのです。200万円以下の低収入で働かされている若者の今の状態というのをいろいろ調べてみました。そうすると、非常に大きな問題が浮かび上がってきました。年収200万円以下といいますと、1カ月当たりの月収というのは16万円ぐらいでしょう。それぐらいの若者たちの収入ですとどうなっていくのか。アパートだとか、そういう居住費だけで2万円、士幌でも3万円超えます。さらに、大きな問題は、かなりの若者が奨学資金を活用して大学や専門学校を出ています。その返済に1万5,000円も要ると。人によって差があるようですが、そういう人たちもいる。そうすると、自分の生活に回るお金というのは本当にごくわずかだと思うのです。そういう中で、デートもできない、そんな状態が続いていて、結婚なんていうのは全くおぼつかないということになりませんか。ここのところをどう解消するかということが大きなものだったということです。

これは、1つは国政の問題です。しかし、国政の問題だからといって放置していたら、自治体は本当に消滅するようなことになってしまうのではないかと。やっぱり自治体が先取りして、そういう若者に対する対策ということが必要なのではないかと。思うのですが、町長はどのように考えられますか。

加納議長  
小林町長

町長。

今いろいろ提起されているのは、若者のなかなか結婚できないというかしないという問題もあるし、もう一つ最近、特に今年から言われているのですけれども、子育ての貧困問題というのが随分クローズアップされているのですけれども、今後両方とも大きな課題になってくるのだろうというふうに私も思っているところであります。基本的にはやっぱり国がどうそういう対策をしていくかというのが基本的事項でありますけれども、私たちものその中でどう対応していくということでもありますけれども、本町の場合比較的、賃金は言われているように満足かどうかということはあるのですけれども、雇用としてはあるのだろうというふうに思うところであります。そんな中で、町が民間の方をお願いできるとすれば、今年も各企業を回らせていただいたのですけれども、少なくとも育児休業だとか、そういうものはとれるというのですか、ある程度一定なお母さん方が子育てするためのことを取得できるようなそういう仕組みをつくる。そして、それに合わせて行政がしっかり子供を逆に今度預かってあげる等々の施策を展開していくことがとりあえず幼児期の子供を育てるということの、やっぱりそれはお母さん方の安心につながるということだと思います。

それと、もう一つは、婚活というのが、お金の問題だけかどうかと



ということになるのでありますけれども、それは今回の人口減対策の中では総合戦略の中で婚活についても十分取り組みを展開していきたいというように考えているところでございます。

加納議長 再質問があれば、清水議員。

清水議員 婚活ということをおっしゃいました。先ほどの質問と繰り返しになる部分がありますが、まずは結婚できるような環境をつくっていくということをしていない限り、婚活をやっても婚活に応募できないではないですか。自分の収入が結婚するには至らないというふうに考えたら、幾ら呼びかけても、そこに集まってこないということになりませんか。ですから、根本的なことはやはり若者が結婚できるだけの収入が得られるという環境をつくることだと思うのです。そこに手を差し伸べなければ特殊出生率を上げることなんて不可能です。私はそういうふうに考えるのです。

お伺いします。自治体の職員の中で、今正職員は別にして準職員…準職員でも200万円以下なんていうことはないのですが、200万円そこそこで働かされているという職員数というのはどれくらいいるのですか。

加納議長 町長。

小林町長 うちも正職員がいますし、準職員がいますし、一種の臨時ということになりますけれども、町の職員の給与実態からいくと、200万円を切るようなことではないのではないかとというふうに、いろんな調査の結果ではそういう状況であります。

加納議長 清水議員。

清水議員 今のお答えですと、200万円以下で働いている職員というのはいないのではないかとというお答えです。それは、非常に結構なことだと思っています。

そこで、私が今町長に提案をしたいのですが、自治体職員、町も非常に頑張っていますから、そういう点では200万円以下で働かされているなんていうのはいないです、パートは別ですが。では、民間の企業で働く労働者がどうなっているのか。そこまでの数字、なかなか土幌町だけでもつかめないのです、残念ながら。これは、一般的な論議になってしまうのですが、大切なことはそこで民間企業で働く労働者をまずは正職員として働いてもらおうと、そういう環境をつくっていくために、行政が何らかの手だてを講ずる必要があるのではないかとというふうに考えるのです。

そこで、零細企業ですと、やはり共済年金掛けるとか、そういうことができなくて、労働者に対して、もううちはそういうことは対応できないから、もう国民年金にしてくださいというような職場結構あるのです。そういう状態にならないようにするためには、一定の支援策が必要ではないかとというふうに思うのです。そういうことを考えるこ

とはできませんか。

時間もありませんから、提案します。私は、そういう民間で働く労働者を正職員として採用して、先ほどから言いますように200万円以下で働かせるようなことはしない。せめて結婚できるだけの賃金は払えるような、そういう体制をつくっていく。それに対して行政が、今も申しあげましたけれども、共済金を掛ける、それに対して一定の助成をするという形で正職員として採用して、土幌で子供を産み育ててもらうということは不可能でしょうか。その点についてお伺いします。

加納議長  
小林町長

町長。

それでは、今清水議員からも提案あったのですけれども、国民が200万円を割ることがないように、そういう雇用体制なり労働の制度ができるように、ぜひ清水議員も政党を通じて国の中でそう措置されるように私のほうからもお願いをしたいと思います。

それで、町内の実態からいくと、雇用は確かにいいのです。よその町から見たら、今400人ぐらいよそへ行って、1,200人ぐらいよそから来ている。ただ、雇用されている中で雇用実態というのがどんなふうになっているかというのが、その調査の制度の中で一回どんな状況なのかというのは確認をしてみたいと思いますし、その中で町は何ができるのか、よく私どもで検討してみたいと思いますけれども、今清水議員が言われたように、なるように企業に対して町が助成するかということについては、制度的になじむかどうかということもあるので、そこはもうちょっと慎重に検討させていただきたいと思います。

加納議長  
清水議員

清水議員。

今町長はそういう、これは国政の問題ですから、もちろん私もそれは国政に向けて、どのような今そういう少子化対策に対しての考え方を国に求めていくのかということについては、そういう運動も広げていきたいというふうに思っています。

町長は、今私が提案したそういう助成という制度、そのことについては疑問を呈しています。私は、全く根拠なしにそのことを言っているわけではありません。例えば企業誘致のために固定資産税を数年間免除するという制度をとっているでしょう。それと同じような方策だとは考えられませんか。私は、そういう視点に立てば、工夫すれば、今私が提案したような方法は考えられるのではないかというふうに思うのです。ぜひそのことを検討していただきたいということを求めて、私の質問を終わります。町長の答弁を求めます。

加納議長  
小林町長

町長。

まず1つ、結婚が必ずしも給与だけではないということもあるので。課題としては、全体的にうまくコミュニケーションがとれるのかどうかということも含めて、今企画課の中に事務局を持って全体的な若い人たちの結婚推進という協議会もつくってやっているのですけれ

ども、そういうものも通じていますし、農業委員会には専門員も配置しながらしているのですけれども、そういうものを連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますけれども、今企業に対する給与の問題と固定資産税の問題だったのですけれども、ちょっと趣旨が違うのかなと私は思うのですけれども、それは企業活動全体に対する固定資産の助成ですから、それは給与を助成するということとはちょっと違うのではないかと思うのでありますけれども、議会でこういう提案を受けたので、私どもとしても検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、難しい問題だということで認識をしているところであります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

3

**日程第3、議案第6号「土幌町こども発達相談センター設置条例案」を議題といたします。**

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

それでは、議案第6号 土幌町こども発達相談センター設置条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、発達相談の窓口の一元化及び発達支援体制の効率化を図り、さらに児童福祉法の障害児通所支援を行う事業への移行を見据え、児童発達支援業務を統合するとともに、土幌町幼児療育センター設置条例を廃止しようとするものであります。

それでは、説明資料の12ページをお開きいただきたいと思います。ここでは条例を載せてございますけれども、この条例の経緯を説明いたしますので、14ページをお開きいただきたいと思います。これは、この表の右側の上段が現行でございますけれども、ことばの教室に教育委員会が管理する土幌町幼児療育センターがあります。この対象は就学前の幼児、小学生及び中学生であります。また、認定こども園の中には子ども課が管理する発達支援センターがあり、幼児及び小学生を対象としておりますが、いずれも児童の発達支援を目的としております。これが来年の4月からはこれらを統合しまして、教育委員会管理とする土幌町こども発達相談センターといたしまして統合しようとするものであります。これによりまして、幼児療育センターは廃止をしようとするものであります。これを図式したものが左側の図であります。半分から左側という意味です。

条例の中身ですけれども、資料の12ページから載せてございます。第1条がこども発達相談センターの設置についてございまして、第2条が名称と位置、第3条では管理を教育委員会ということで、第4条につきましては職員についての規定、第5条については実施する事業についての規定であります。第6条では、第6条は次のページになりますけれども、利用する者の対象について規定をするというものであります。第7条は、委任の規定であります。

附則の改正時期につきましては、平成28年4月1日とするものであります。

次に、2として土幌町幼児療育センター設置条例の廃止についてを規定しているところであります。

なお、この廃止する幼児療育センターの設置条例につきましては、新規条例と比較する意味でこういうふうに表示を載せて、右側の欄に載せてありますので、参考としていただきたいと思います。

以上、議案第6号の説明といたします。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩をとりたいと思います。

午前 11時55分 休憩

午後 1時01分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開しますけれども、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時09分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4・5

日程第4、議案第7号「土幌町消防団条例案」、日程第5、議案第8号「土幌町消防団報賞金条例案」、以上2件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 それでは、議案第7号 土幌町消防団条例案と議案第8号 土幌町消防団報賞金条例案につきまして、関連があるということで一括で説明をさせていただきます。

最初に、議案第7号の土幌町消防団条例案でございますけれども、この条例につきましては十勝広域消防事務組合と来年の4月1日からなることから、今までの消防団につきましてはそれぞれの消防事務組合内の条例により設置しておりましたが、これが十勝、一つの広域と

なることにより、それぞれの町に帰属することになりました。したがって、北十勝消防事務組合から消防団に関する事務を士幌町に継承するために新たに条例を制定するものであります。この条例は、今説明しましたように北十勝消防事務組合で規定しておりました条例をほぼ踏襲をしております、全部で16条で構成しまして、趣旨や名称、人事に関する事、報酬、費用弁償に関する事などに関しまして規定をしているものでございます。

まず、第1条ではこの条例の趣旨について、第2条では団の名称でございませけれども、これを士幌消防団といたします。第3条では定員について規定をするものでありまして、従来どおり55人とする規定としました。第4条から第6条では、任命から任期、退職の規定でございませ。第7条の欠格条項につきましては、暴力団に関するものを追加いたしたところでありませ。第8条から10条までは、分限、懲戒についての規定でございませ。第11条では報酬、第12条では費用弁償に関する規定でありまして、13ページの下段の別表第1が報酬でありまして、次の別表第2が費用弁償の金額でありませ。いずれも従来の金額といたしまして、北十勝の今までの4町では同じ金額ということにしておりませ。ただし、災害や訓練以外の出動、会議等の費用弁償につきましては、町職員の旅費及び費用弁償の額としたところでありませ。第13条では出動に関する規定、第14条では服務に関する規定、第15条では訓練に関する規定でありませ。第16条は委任規定でありませ。

附則でありませが、1では施行時期で平成28年4月1日からとするものでありませ。

2では、北十勝消防事務組合が解散した時点において団長、または副団長が引き続き新条例の団長、副団長となった場合の任期について、以前の組合で任命された日から起算することとする規定でありませ。

続きまして、議案第8号の士幌町消防団報賞金条例案でございませけれども、これにつきましても理由につきましても同じでございませ。この条例も北十勝消防事務組合で規定しておりました条例を踏襲しております。

まず、第1条ではこの条例の目的、第2条が消防団員に対する報賞金の規定でありませ。次のページの別表第1が基準の報賞金ということで、17ページの別表第2が障害となった場合の報賞金でありませ。それぞれこの金額につきましても北十勝消防事務組合で規定した金額と同額でございませ。第3条では協力者等に対する報償金でありまして、金額では第2項で規定しており、消防団員と同額としておりませ。第4条は審査、第5条では委任に関する規定でありませ。

附則でありませが、1で施行時期については平成28年4月1日からとするものでありまして、2では経過措置に関する規定を定めており

|              |  |
|--------------|--|
|              | ます。  |
| 加納議長         | <p>以上で議案第7号、第8号の説明といたします。</p> <p>これより一括して質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>   |
| 加納議長         | <p>質疑を終結し、一括して討論を行います。</p> <p>(な し)</p>  |
| 加納議長         | <p>討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>   |
| 加納議長         | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>   |
| 加納議長         | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>   |
| 6            | <p><b>日程第6、議案第9号「土幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</b></p>   |
| 柴 田<br>副 町 長 | <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第9号 土幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、不足している看護職員の養成のため修学資金を貸し付け、看護師の確保をするための条例でありましたが、今回これに介護職員につきましても今後不足が見込まれることから、看護師と同様に修学資金を貸し付けができるように貸し付けの対象を介護福祉士まで広げようとするということで改正しようとするものでございます。</p> <p>説明資料の15ページをお開き願います。まず、介護士までの対象拡大するために、題名でございますけれども、土幌町看護職員養成修学資金貸付条例を土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例とするものでございます。</p> <p>第1条では、または土幌町内の介護事業所の介護福祉士として介護職員の業務を追加いたしまして、特養以外の町内の介護事業所に従事する介護福祉士にも該当するということとしております。</p> <p>第2条の対象者では、介護福祉士は十勝管内の大学か養成施設に在学するものとし、卒業後は町内の介護事業所に従事しようとするものというふうにしております。</p> <p>あとは、看護師の場合と同じ内容でございますが、これに介護福祉士も含めることができるように、また現在看護師につきましても大学で資格取得できるというふうになっておりますので、この看護師につ</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>いては大学というふうに文言、その内容に合わせましてこういった文言に改定をしたところであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則の時期でございますけれども、平成28年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、議案第9号の説明といたします。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>  |
| 加納議長  | <p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>   |
| 加納議長  | <p>討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>  |
| 加納議長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>  |
| 7     | <p><a href="#">日程第7、議案第10号「土幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</a></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>   |
| 柴田副町長 | <p>議案第10号 土幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いましての文言の修正と行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法やナンバー法と言われるものでございますけれども、この法律の施行及び関係法令の整備に伴いまして通知カード及び個人カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するための条例を改正しようとするものでございます。</p> <p>説明資料の18ページをお開きください。新旧対照表で説明をさせていただきますけれども、まず第1条の改正案では、今までの鳥獣の狩猟につきましては許可から権限移譲によりまして登録へと変更になったことにより、許可証交付時から登録票交付時というふうに改正をするものでございます。</p> <p>次に、第2条では(5)といたしまして、新たに個人番号通知カードの再交付手数料を追加し、括弧書き以外の紛失、毀損等、本人に責めがある場合には再交付手数料として1件500円が必要となります。</p> <p>以下、19ページまでは、(5)を追加したことによりまして1項ずつ繰り下げるものであります。</p> <p>次に、20ページでございますけれども、第3条の改正で、現行では個人番号の交付開始に伴い(6)の住民基本台帳カードの交付が終了することによる手数料を廃止いたしまして、一方改正案の(6)では希望者に交付されます個人番号カードの再交付手数料を個人番号通知</p> |

カード同様、紛失、毀損等、本人の責めがある場合には再交付手数料として1件800円が必要ということとするものでございます。

次に、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行するものでありますけれども、第2条、改正の個人番号通知カードは本年10月5日から、第3条の改正では来年の1月1日から施行しようとする内容でございます。

以上で説明とさせていただきます。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8 [日程第8、議案第11号「土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第11号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、議案第10号と同様に番号法と言われるこの法律の施行及び関係法令の整備に伴いまして、特定個人情報に関する規定をそれぞれ設けるために改定をするものであります。

それでは、説明資料の21ページをお開き願いたいと思います。まず、目次の改正であります。第3章が第29条までのものという部分を第29条の2と改めるものであります。

第2条第1項第1号の個人情報の定義につきましては、氏名、生年月日、その他の記述により個人が特定されるものとし、他の情報と照合して特定の個人を識別できるものを含むと定義をしているものでございます。第6号以下は追加でありまして、番号法第2条第8号に規定するものを特定個人情報というとしておりまして、個人番号を含む個人情報を特定個人情報というふうに定義をするものであります。第7号につきましては、アクセスログと言われるような機械を動かしたときの記録なのでございますけれども、そういった情報提供等の記録、第8号は特定個人情報の内容を含む特定個人情報ファイルについて定義をしているものでございます。

第8条では、事務の届け出について規定をしているもので、個人情報の保管についての届け出義務であります。特定個人情報の有無についても、町長に対して届け出の義務を生じるということとしておりま



す。

22ページの第8条の2につきましては、特定個人情報保護評価についての規定を追加するものであります。

第10条の2につきましては、個人情報と同様に特定個人情報の利用の制限についての規定を追加するものでございます。

第10条の3につきましても前条同様に特定個人情報の提供の制限について追加をするものでございます。

第13条第2項につきましては、自己に関する個人情報の開示請求について規定をするもので、個人情報につきましては未成年者及び成年被後見人につきましては法定代理人が、特定個人情報については未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任者について開示請求ができることと規定をするものであります。

第14条につきましては、文言の修正でございます。

第19条では、特定個人情報の開示に当たって開示請求があった日から30日以内と規定をするものでございます。

第23条につきましても文言の修正でございます。

第25条第2項は、特定個人情報が適正または適法でない方法で取得された場合などについては、本人が利用の停止や消去を求めることができる規定を追加するものであります。

次のページの第29条の2につきましては、情報提供等記録の提供先等への通知に関する規定でありまして、実施機関が特定個人情報を修正した場合に法で定める情報照会者または情報提供者に通知することを規定するものでございます。

第38条では、閲覧の取り扱いについて、この条項から特定個人情報を除く規定でございます。

議案に戻っていただきまして、28ページの附則であります。番号法の附則第1条第4項に規定いたします平成28年1月1日からといたしますけれども、第8条の2については公布の日から、25ページでございますけれども、第10条の3につきましては番号法の施行の日、平成27年10月5日から、次の第29条の2の規定につきましては番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。附則第1条第5項の日につきましてはまだ決まっておりませんが、番号法公布の日から4年以内ということになっております。

以上で説明とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

これより質疑を行います。ございませんか。6番、清水議員。

ただいまの議案第11号でございますけれども、いわゆるマイナンバー法と言われるものだと思うのですが、この個人情報、いろいろ保護しますよということではあるわけですが、実際にこの個人情報というのは非常に多岐にわたる情報が含まれるということですから、言ってみれば個人情報のマスターキーだというふうに言われるぐ

らい重要な情報です。一番問題になるのは、これらの情報がきちっと漏えいすることなく管理できるのかどうかと。いわゆるセキュリティーについてどうなっているのかという不安が出されているのですが、その点についてはどうなのですか。

加納議長  
柴田  
副町長

副町長。

この個人情報につきましては、うちが扱っている住民票以外とは別に、それを扱う団体があるのですけれども、そちらと直結をするということで、全くうちのシステムとは切り離しての運用になりますので、本町で情報が漏れるというようなことはないというふうに考えています。

加納議長  
清水議員

6番、清水議員。

今副町長がそういうふうにおっしゃっているのですが、実はこれを管理する、これも民間団体なのですね。民間団体の、ではどの程度の人数でそれを管理するかと、そのところはご存じですか。今言われているところ、それほど多くないのです。その人数で本当に管理できるのかということが危惧されています。

そして、もう一つ重要なことは、自治体だとかそういうところだけではないのです。情報が漏れると。情報管理というのは各企業にもそれを求められます。企業の中で同じ管理をしなければ、これは情報が漏れいた場合には最大で4年以下の懲役というところまで罰則規定もあります。しかし、罰則規定があろうが何があろうが、漏れた情報は戻らないのです。冒頭に申し上げたように、情報のマスターキーですから、その情報が漏れたときに誰が責任をとるのかということになるのです。そういう場合に、今言った誰が責任とるのか。自治体として、もしも万が一それが漏れた場合誰が責任とるのですか。

加納議長

暫時休憩。

午後 1時28分 休憩

午後 1時28分 再開

加納議長

休憩を解きます。

副町長。

柴田  
副町長

これは、国が委託しているというところなんです。これは、J-LISと呼ばれる地方公共団体情報システム機構というところに国が委託をしてやっているのですけれども、そこに人数が何人いるかということは私どももわかりませんけれども、この個人情報が漏れるというところはどこから漏れるかということが一番あれなのかなと思いますけれども、うちで漏れるということはほぼないと思いますので、そうなった場合はJ-LISや何かから漏れるとなれば国とか、そういった委任しているところの責任になるかと思います。

|               |  |
|---------------|--|
| 加納議長<br>清水議員  | 6番、清水議員。<br>それで、そういうシステムができるわけですが、そこに外からアクセスして、その情報をとるとする。そういう場合に、それをきちっとシャットアウトする、そういうきちとしたセキュリティーというのはできるようにはなっていると言われていたのですが、そこはまだまだわからないですね、それについては。そういう場合も起こり得る。そのときには、さまざまなことがあるのですが、それを遮断するというのもやりなさいとちゃんと来ているのです。来ているでしょう。そのこのところまでが徹底できるかということなのです。   |
| 加納議長<br>柴田副町長 | 副町長。<br>今までは、先日も年金機構で情報漏れというのがあったのですけれども、あれにつきましても本来は運用が間違っていてあいう情報が漏れたということのようなのです。ですから、ハッカーや何かで機械の中に入り込んでという部分は、そういった部分は、恐らくですけれども、これは私どもわからないですけれども、そういう部分についてはしっかりしているのだというふうに思っています。  |
| 加納議長<br>和田議員  | 2番、和田議員。<br>今に関連したことなのですが、この切り離しの関係で、今それぞれのセキュリティーが、今のパソコン上のものだけでは足りないのではないかというふうにして言われているわけです。それで、それをもう少し別な角度からふやして、そしてやらなければならないという意見もあるのですが、それはどうなのですか。   |
| 加納議長<br>柴田副町長 | その話は町政には余り関係ない。国のほうで決めることでないかなと僕は思うのですけれども。副町長。<br>町のシステムとは全く別の回線を使うのです。LGWANという国へ送ったりする回線なのですけれども、そこがそれを使いますので、その部分については恐らくそういう心配ないかと思えます。ただ、うちのほうのシステムというか、住基や何かのシステムについても、さっきも言いましたけれども、先日年金機構のいろいろな事件があったから、全く別に切り離しなさいよということで、これは外から攻撃されて簡単に破られるようなシステムではないのですけれども、万が一そういうことがないようにということで全く別に切り離してこれから運用。10月からそれはまた別に、中のシステムと外のシステムと別に運用するというようにしています。 |
| 加納議長          | ほかにございませんか。<br>(な し)   |
| 加納議長          | それでは、質疑を終結し、討論を行います。   |
| 清水議員          | まず、原案に反対者の発言を許します。6番、清水議員。<br>議案第11号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。  |

今年10月から全住民に送付される12桁の、いわゆるマイナンバー制度についての条例改正であります。当面社会保障、税、災害対策の3分野で使われるとしています。個々のばらばらに管理していた情報が同一人物のものを確認できるので、サービスが効率化できると政府は盛んに宣伝しています。マイナンバー法の目的として、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の負担軽減と利便性の向上を掲げています。さまざまな行政機関などが持つ個人情報と相互に活用できるようにする仕組みであります。しかし、個人情報のマスターキーであり、漏れた場合はただごとでは済まされません。番号が漏れれば、芋づる式に個人情報が引き出され、なりすまし犯罪につながる可能性は十分にあります。政府は、制度のメリットとして公平、公正な税負担の実現を挙げていますが、富裕層の正確な資産把握は無理であり、資産を海外に移されれば、そこはマイナンバーの情報管外であります。また、マイナンバーは企業に対して重い負担を強いるものとなっています。顧客の情報漏えいや従業員の情報漏えいなどシステムの導入の財政負担とあわせ大きな負担が求められています。日本年金機構の情報漏えいに限らず、個人情報の漏えいは日常的に起こっています。安全管理体制が不十分なまま国民の監視と管理を強化する本条例の改正には反対であります。

議員各位の賛同を求め、反対討論を終わります。

加納議長  
加藤議員

次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、加藤議員。

ただいま上程されております議案第11号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、10月から施行される番号法に伴い、特定個人情報について規定するものであります。この番号法は、福祉、税、防災の分野において国民一人一人に割り振られた12桁の番号を使用することで、その住民の税情報などを各種機関において共有し、名寄せ、突合などより正確かつ効率的に行うことができるようになるものであります。個人番号を使うことで年金や福祉等の申請においての添付書類が減る、行政手続が正確で早くなる、より適正で公平な課税が行える、年金や社会保障など必要とされている方に対し確実に給付ができるなど、住民、行政どちらにとってもメリットが大きいものであります。また、情報漏えい等に問題も提起されていますが、国の指導として個人番号を取り扱う各種システムは他のシステムと切り離すなど今までよりもさらに厳重な対応を講じております。

以上のことから、今回の条例改正は適正な措置であると理解し、議案第11号は賛成であります。議員各位の理解と賛同をいただきますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

加納議長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

加納議長 これですべての議論を終わります。  
これより議案第11号を起立により採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。  
(賛成者起立)

加納議長 起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9 日程第9、議案第12号「平成27年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

寺田総務 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。  
企画課長 総務企画課長、寺田より説明申し上げます。  
平成27年度土幌町一般会計補正予算〔第3号〕でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,670万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,801万3,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものといたします。  
それでは、歳出から説明いたしますので、11ページをお開き願います。まず初めに、本補正予算の各款項目に計上しております人件費であります2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増減につきましては、4月の人事異動に伴うものでございますので、各款項目での説明は省略をさせていただきますので、了承いただきたいと思います。

なお、21ページには人件費の内訳としまして給与費明細を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

それでは、2款1項6目企画費でございますが、ふるさと納税にかかわる経費といたしまして、報償費でふるさと寄附報償、役務費で運搬料及び手数料を追加、需用費では史跡看板修繕料を追加しております。

12ページでございます。14目愛のまち建設基金費は、ふるさと寄附の増額により積立金を追加し、特定財源といたしまして指定寄附金を同額計上しております。

2項2目賦課徴収費は、税滞納整理機構負担金において国保会計との調整により減額をしております。

13ページ、3款1項1目社会福祉総務費は、臨時職員の賃金及び保険料を追加しております。

3目障がい者福祉費は、自立支援給付費等負担金返還金を追加しております。

4目老人福祉費では、高齢者冬期就労対策事業委託料を追加計上しております。

14ページでございます。2項3目へき地保育所費は、特定財源で国庫負担金の特例地域型保育給付費負担金の追加による財源補正でござ

います。

15ページ、4款2項1目ごみ処理費では、中土幌リサイクルセンターのプラスチック減容機修繕料を追加しております。

5款1項2目失業対策費では、緊急雇用対策事業委託料を追加計上しております。

6款1項2目農業総務費では、負担金補助及び交付金で農業共済事業会計の職員給与費負担金を、繰出金で事務費繰出金をそれぞれ減額しております。

続いて、16ページでございます。2項1目林業振興費では、十勝大雪森林組合の出資金を増額するもので、特定財源といたしまして事業配当金を全額充当しております。

7款1項1目商工振興費は、負担金補助及び交付金で商工会小規模水力発電事業助成金、商品券発行事業の地域消費喚起型助成金を追加し、商品券発行事業の町単独助成金を減額しております。特定財源としまして、プレミアムつき商品券発行促進事業補助金を充当しております。

17ページ、8款1項1目土木総務費では、街路灯照明省エネ化の工事費を追加し、特定財源としまして地域づくり総合交付金を充当しております。

18ページでございます。9款1項1目消防費では、広域消防業務運用準備に要する経費といたしまして、とかち広域消防事務組合負担金を追加するものでございます。

次に、19ページ、10款3項1目学校管理費は、中央中学校のつり天井落下対策にかかわる設計委託料及び工事費を追加するもので、特定財源といたしまして学校施設環境改善交付金及び全国防災事業債を充当しております。

5項2目生涯学習推進費では、学習サポート事業講師謝礼を追加し、特定財源といたしまして学校、家庭、地域連携協力推進事業費補助金を充当しております。

次に、歳入について説明いたしますので、10ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、まず20款1項1目臨時財政対策債に発行可能額の確定によりまして4,120万円を追加し、18款1項1目繰越金に前年度繰越金787万4,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございますが、つり天井落下防止対策事業の追加と臨時財政対策債において発行可能額の確定により限度額を変更するものでございます。

なお、最終の22ページに地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | 決定いただきますようお願いを申し上げます。  |
| 加納議長<br>秋間議員         | これより質疑を許します。ございませんか。3番、秋間議員。<br>16ページ、7款の商工費でございますけれども、19節で商工会小規模水力発電事業助成と1,000万出てございますけれども、この事業内容及び事業負担並びにそれに伴う利益の活用についてどういうふうな<br>ことになっているのかお聞きしたいと思います。   |
| 加納議長<br>高木産業<br>振興課長 | 産業振興課長。<br>産業振興課長、高木よりお答えをいたします。<br>商工会小規模水力発電事業助成金についてでございますけれども、<br>まず事業概要についてでございます。場所につきましては、土幌町字<br>中土幌幹西1線103番地ということで、土幌町発祥の地の中土幌太陽<br>光発電所の北側に位置する場所でございます。ここにさけ・ます増殖<br>事業協会の試験の養殖池があるわけでありまして、その団体が<br>地下水を利用するために井戸をボーリングしております。その水を使<br>って今試験をしているところなのですけれども、その井戸が自噴する<br>圧力がございまして、高さにいたしますと大体20mぐらい自噴する<br>という井戸でございまして、その自噴の圧力を使って小規模水力をする<br>という計画でございます。これは商工会が行う事業でございまして、<br>発電出力は7.8kWというものでございまして、売電価格は再生可能<br>エネルギーの固定価格買取制度というものを 사용합니다ので、1kW当<br>たり税抜き25円、20年間の売電ができるという内容でございます。事<br>業費につきましては1,550万円という形で、町から1,000万円の助成を<br>して、残りについては商工会の自己資金ということで、商工会側では<br>500万円の借入れを行って事業をするというふうに伺っているところ<br>でございます。いわゆる売電をして、その間借入金については5年<br>で償還するというふうに伺っておりまして、償還期間の約5年間につ<br>いてはほぼ収支が均衡する状況でございますけれども、6年目以降に<br>ついては1年間当たり140万円ほどの利益を見込んでいるというふう<br>に事業計画をいただいているところでございます。この140万円分<br>については、商工会の自己資金という形で商工会事業に充てていくとい<br>うふうに伺っているものでございます。 |
|                      | 以上であります。   |
| 加納議長<br>秋間議員         | 3番、秋間議員。<br>事業概要、また事業についても、これは6年からある程度の収益が<br>上がるということでございますから、当然商工会の振興について意義<br>ある使用を特にお願いを申し上げたいと思います。   |
|                      | 以上でございます。  |
| 加納議長                 | ほかに質疑ございませんか。  |
|                      | (なし)   |
| 加納議長                 | 質疑を終結し、討論を行います。  |

|    |          |  |
|----|----------|--|
|    |          | (な し)  |
|    | 加納議長     | 討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。<br>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  |
|    |          | (異 議 な し)  |
|    | 加納議長     | 異議なしと認めます。<br>したがって、本案は原案のとおり可決されました。  |
| 10 |          | 日程第10、議案第13号「平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。  |
|    |          | 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。   |
|    | 大森保健福祉課長 | 保健福祉課長、大森より平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。<br>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,207万7,000円に改めようとするものであります。<br>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款2項1目賦課徴収費につきましては、7万7,000円を追加するもので、これは十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の変動による増額補正であります。特定財源といたしましては、前年度繰越金として同額を見込むものです。<br>3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては、21万9,000円を追加するもので、19節負担金補助及び交付金におきまして後期高齢者支援金追加による増額によるものであります。特定財源といたしましては、前年度繰越金を同額見込むものであります。<br>4款1項1目前期高齢者納付金等につきましては、5,000円を追加するもので、前期高齢者納付金の増額によるものであり、4款1項2目前期高齢者関係事務費抛出金より5,000円減額し、財源の均衡を図ったものです。<br>10款1項3目償還金の847万8,000円の追加につきましては、前年度実績によります療養給付費、特定健診、特定保健指導補助金等交付金、超過交付による返還金で、国庫負担金に788万8,000円、療養給付費等交付金に44万2,000円、道に14万8,000円を返還するものです。特定財源といたしまして、前年度繰越金を同額見込むものです。<br>歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。<br>以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。 |
|    | 加納議長     | これより質疑を許します。ございませんか。   |
|    |          | (な し)  |
|    | 加納議長     | 質疑を終結し、討論を行います。  |
|    |          | (な し)  |



|   |  |
|---|--|
| 加納議長  | <p>討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。<br/>         本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。<br/>         (異議なし)</p>   |
| 加納議長  | <p>異議なしと認めます。<br/>         したがって、本案は原案のとおり可決されました。<br/>         ここで2時10分まで休憩といたします。</p>  |
| <p>午後 1時58分 休憩<br/>         午後 2時10分 再開</p> |  |
| 1 1   | <p>加納議長  それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。<br/>         日程第11、議案第14号「平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>   |
| 大森保健福祉課長                                    | <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。<br/>         保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。<br/>         第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,818万9,000円に改めようとするものであります。<br/>         歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。5款1項2目償還金304万円の追加につきましては、前年度の超過交付に伴う返還金といたしまして、国庫負担金返還金291万円、道費負担金返還金11万1,000円、支払基金交付金返還金として1万9,000円をそれぞれ返還するものであります。なお、これに係る特定財源は、前年度繰越金として同額の304万円を見込むものです。<br/>         歳入につきましては、特定財源で説明いたしておりますので、省略いたします。<br/>         以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p> |
| 加納議長  | <p>これより質疑を許します。ございませんか。<br/>         (なし)</p>  |
| 加納議長  | <p>質疑を終結し、討論を行います。<br/>         (なし)</p>   |
| 加納議長  | <p>討論なしと認め、これより議案第14号を採決します。<br/>         本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。<br/>         (異議なし)</p>   |
| 1 2   | <p>加納議長  異議なしと認めます。<br/>         したがって、本案は原案のとおり可決されました。<br/>         日程第12、議案第15号「平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>  |

高木産業  
振興課長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長、高木より平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、農作物共済勘定、畑作物共済勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ農作物共済勘定938万4,000円、畑作物共済勘定5,176万7,000円を追加し、業務勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,081万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を農作物共済勘定は1億5,127万3,000円に、畑作物共済勘定は3億9,179万6,000円に、業務勘定は1億3,198万2,000円にそれぞれ改めようとするものであります。

農作物共済勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目麦無事戻し金の19節で無事戻し金として169万4,000円の追加ですが、これは議案第1号で可決決定いただきました麦の無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源としましては、麦連合会特別交付金33万8,000円、農業災害補償基金繰入金135万6,000円を充当するものであります。

4款1項1目基金繰出金の25節で農業災害補償基金積立金769万円を追加するものであります。これは、前年度の歳入歳出差し引き残額から責任準備金及び27年産麦に係る未払い保険料を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるためのものであります。

次に、4ページの歳入を説明します。3款及び4款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

6款1項1目1節繰越金で前年度麦繰越金769万円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、畑作物共済勘定を説明しますので、9ページをお開き願います。歳出の3款1項1目畑作物無事戻し金の19節で無事戻し金として3,398万6,000円の追加ですが、これは議案第2号で可決決定いただきました畑作5品目とスイートコーンの無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源としましては、畑作物連合会特別交付金2,515万8,000円、農業災害補償基金繰入金882万8,000円を充当するものであります。

次に、4款1項1目基金繰出金の25節で農業災害補償基金積立金として1,778万1,000円の追加ですが、これは前年度の歳入歳出差し引き残額から畑作物支払備金を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。

次に、8ページの歳入を説明いたします。3款及び4款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節繰越金で前年度繰越金1,778万1,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、業務勘定を説明しますので、13ページをお開き願います。歳

出の1款1項1目一般管理費の2節から19節までのそれぞれの減額及び増額につきましては、4月の人事異動に伴うもので、合計で1,081万2,000円の減額であります。特定財源としましては、共済会計職員給与費負担金367万5,000円を減額するものでございます。

次に、12ページの歳入を説明いたします。3款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節事務費繰入金で713万7,000円の減額ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。

次に、14ページの給与費明細書ですが、4月の職員の人事異動に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

13

[日程第13、議案第16号「平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。国保病院事務長。

山下病院事務長 国保病院事務長、山下より平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕について説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきまして、(4)、主要な建設改良事業、有形固定資産購入費2,878万8,000円を2,946万円に改めるものです。

第3条の資本的収入及び支出の予定額では、支出、第1款資本的支出8,178万3,000円を8,245万5,000円に、第1項建設改良費2,878万8,000円を2,946万円に改めるものです。

それでは、補正予算説明書に基づき支出から説明させていただきますので、3ページをお開き願います。資本勘定の資本的支出、1款1項1目有形固定資産購入費では、眼科診療に使用するスライディングテーブル、目の検査をする医療機器を載せる電動のテーブルでございます。経年劣化により故障し、購入から約15年近く経過しているため修理不能になったことにより更新しようとするもので、67万2,000円を増額するものです。

次に、これに係る収入ですが、補填財源として過年度、当年度損益勘定留保資金67万2,000円を増額し、2,435万3,000円とするものです。

|       |      |  |
|-------|------|--|
|       |      | <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>   |
|       | 加納議長 | <p>これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>   |
|       | 加納議長 | <p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>  |
|       | 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>  |
|       | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>   |
| 14・15 |      | <p>日程第14、認定第1号「平成26年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」</p>  |
| 16・17 |      |  |
| 18・19 |      | <p>日程第15、認定第2号「平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」</p>  |
| 20・21 |      |  |
| 22    |      | <p>日程第16、認定第3号「平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第17、認定第4号「平成26年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第18、認定第5号「平成26年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第19、認定第6号「平成26年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第20、認定第7号「平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第21、認定第8号「平成26年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定」</p> <p>日程第22、認定第9号「平成26年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」</p> <p>以上9件を一括議題といたします。</p> <p>理事者の一括説明を求めます。町長。</p> |
|       | 小林町長 | <p>それでは、平成26年度一般会計および8特別事業会計の決算認定を賜るにあたり、平成26年度の行政概要について申し上げます。</p> <p>平成26年度一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業共済事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について、町議会の認定を賜りたく各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。</p> <p>平成26年度の我が国の経済情勢は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的</p>   |

推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどから、個人消費等に依然弱さが見られる状況にあります。経済対策や政労使の取組み等により景気は緩やかに回復していくことが見込まれていますが、国際化やグローバル化が進行する中、地域においても財政の硬直化、少子高齢化や人口減少問題に加え、農業・農村をめぐる情勢の変化、地域産業の動向（ＴＰＰ）、景気・経済の地域間格差など、町を取り巻く環境が大きく変化する中であって、行財政、産業経済、町民生活といずれの分野においても厳しさ、多様さが増えています。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は高温・少雨で推移したため、比較的早く作業が進みましたが、小麦が凍上害、てん菜が霜害・病害虫により被害を受けました。その他の作物については、5月以降天候が順調に推移したため、おおむね平年並みに生育したところであります。一方、酪農においては、酪農家戸数は減少したものの、飼育頭数の増により過去最高の生乳生産量となりましたが、肉牛については、乳用種肥育素牛の出回り不足による素畜費の高騰と配合飼料を含む諸資材の高止まりにより、関係諸対策を受けても肥育牛の収益は生産原価を下回るなど、依然として厳しい経営状況で推移しています。

そのような中、農畜産物の販売高においては、経営所得安定対策や農業共済金をあわせると、前年度を26億1,000万円上回る348億6,000万円と過去最高額を更新し、5年連続で300億円超を達成する結果となりました。

次に、広域連携については、平成18年度に発足した十勝市町村税滞納整理機構が、管内全体の滞納処理に向けて、一定程度の効果をあげているほか、消防の広域化については、昨年12月の管内全市町村議会において「とかち広域消防事務組合の設立」、「消防組合の解散」、「事務継承に係る規約変更」の議決がされ、本年2月の法定協議及び調印式、道の設立許可を経て5月1日付けでとかち広域消防事務組合が設立されたところであり、現在は、来年4月のとかち広域消防局の業務開始と消防救急デジタル無線・高機能指令センター運用開始に向けた準備が進められているところであります。

それではこれより、平成26年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず歳入であります。総額70億6,348万9千円となり、対前年度比4億5,303万4千円、6.0%の減となりました。主な要因としては、道支出金や繰入金、町債などが増加する中、地方交付税が2億6,345万1千円、7.6%の減、分担金及び負担金が1億671万9千円、43.6%

の減、国庫支出金が1億2,762万5千円、21.9%の減、諸収入が1億4,273万1千円、41.0%の減となったことなどによるもので、分担金及び負担金については、道営土地改良事業受益者分担金の減によるもので、国庫支出金については、町道整備事業に係る社会資本整備総合交付金、土地改良事業に係る農業体質強化基盤整備促進事業補助金、地域の元気臨時交付金などの減によるものであり、諸収入については、「土幌町発祥の地中土幌太陽光発電所」の整備に係る市町村備荒資金組合納付還付金の減によるものであります。

町税については、固定資産税や軽自動車税が増となった一方、個人・法人町民税や市町村たばこ税の減により、対前年度比5,162万3千円、5.0%の減となりました。地方交付税については、普通交付税において地域経済・雇用対策費の単位費用の減額、割増補正係数の上限値の引下げのほか、辺地対策事業債の償還費が減少したことによる公債費の減少などにより、普通交付税で対前年度比2億8,997万4千円、8.9%の大幅な減となり、地方交付税全体で2億6,345万1千円、7.6%の減となりました。町債については、辺地対策事業債や地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の借入が減となった一方、役場庁舎・コミセンの耐震改修等事業に係る緊急防災・減災事業債の借入が増となったことなどにより、対前年度比1億2,310万円、27.7%の増となりました。

次に歳出であります。総額68億7,813万円となり、対前年度比3億7,223万1千円、5.1%の減となりました。主な要因としては、土幌町発祥の地中土幌太陽光発電所の建設費や国営・道営土地改良事業負担金の減などにより、普通建設事業費が対前年度比4億4,104万円、24.1%の減、財政調整基金、愛のまち建設基金、庁舎等耐震改修事業基金などの基金積立の減により、積立金で2億4,835万7千円、67.3%の減となったことによるものであります。

扶助費・補助費については、扶助費において臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の増、補助費において機構集積協力金、北十勝消防事務組合負担金の増などにより、対前年度比2億5,862万4千円、20.4%の増、公債費については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの償還が一部終了したことにより、9,051万3千円、10.4%の減、人件費については、給料や手当の抑制に努めてきたところですが、人事院勧告に基づく給料、勤勉手当などの改定により、対前年度比1,234万8千円、0.9%の増となったところであります。

主な建設事業では、庁舎耐震等改修事業に1億6,410万円、公営住宅建替等事業に1億4,804万8千円、障がい者総合施設等建設事業に9,346万円、街路灯取替事業に8,491万2千円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で3億4,157万9千円、道営土地改良事業の負担金として1億9,110万6千円などがあります。

土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は、前年度より1億2,788万4千円減少したものの、未償還額は65億2,106万9千円であり、依然として多額の返済額が残っています。単年度ごとの償還額は徐々に減少傾向にありますが、次年度以降もより一層の健全化に努めて参る所存であります。

各種財政指標においては、起債の借入に係る基準となる実質公債費比率は4.7%と前年度より1.0ポイント改善されましたが、経常収支比率は、普通交付税の大幅な減額が影響し88.2%と前年度を6.7ポイント上回り依然高い数値を示しており、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりません。財政力指数についても、0.247と前年度をわずかに上回ったものの、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後も、さらなる行財政改革の徹底による経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めて参りたいと存じます。

以上が平成26年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする7特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

加納議長

以上、各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されていますので、職員に一般会計ほか7特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語のみを朗読させます。

藤内  
総務係長

士監発。

平成27年8月25日。

士幌町長、小林康雄様。

士幌町監査委員、佐藤宣光。

士幌町監査委員、森本真隆。

平成26年度士幌町各会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成26年度士幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

15ページをごらんください。

第4、結語。

平成26年度士幌町一般会計並びに7特別会計の歳入総額108億14,831千円、歳出総額104億07,255千円の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は、

予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なもの判断する。

町を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活と何れの分野に於いても多様で厳しい状況のなか、時代のニーズを踏まえた様々な施策がほぼ予定通り推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

26ページをごらんください。

#### 第4、結語。

平成26年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に土幌農協が運営する「土幌厚生病院」を町が買収し、「土幌町国保直営診療所」を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、爾来、施設・設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら今年を以って60年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況のなか26年度の医師体制は4名の常勤医体制でスタートしたが、6月に地方公務員法違反等で院長の懲戒免職処分により3名体制となり、1月に内科医師1名の採用と新院長を発令、厳しい状況の中新院長を先頭に医師、病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれてきたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況は年々減少となってきたところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに取り巻く福祉村施設の中核として、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって「公立病院改革プラン」に伴う経営の効率化・健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実をめざし、なお一層の改革に配慮願うとともに、併せて日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものであります。

以上です。

代表監査委員から補足説明があれば求めます。

ございません。

お諮りします。

本議会は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの平成26年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1

加納議長  
佐藤代表  
監査委員  
加納議長



項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成26年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定しました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置していますので、随時閲覧お願いいたします。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの各会計の決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成26年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において決算審査特別委員会を招集します。

本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 2時42分)